

# サラリーマンの確定申告について

所得税の確定申告、  
納税期間は、平成24年  
2月16日(木)から3月  
15日(木)までです！

が20万円を超える人  
③給与の支払いを2か所以上  
から受けている人で、年末  
調整を受けた給与以外の給  
与収入と地代・家賃・原稿  
料などの所得の合計金額が  
20万円を超える人

④年の中途で退職して、年末  
調整を受けなかった人で、  
その後就職しなかつた人

※申請書は税務課にあります  
ので、あらかじめ記入して  
きてください。  
控除となります)

サラリーマンの給与につい  
ての所得税は、毎月の給与や  
ボーナスの支給の際に源泉徴  
収され、12月の「年末調整」  
によって1年間の所得税が精  
算されます。

しかし、サラリーマンでも  
確定申告をしなければならない  
場合や、確定申告をするこ  
とによって源泉徴収された所  
得税が還付される場合もあり  
ますので、次に該当する人が  
おりましたら、忘れずに確定  
申告をしてください。

確定申告が  
必要です

## 家屋異動の届出を・・・

平成23年中に家屋の異動があつた方は、ご連絡くだ  
さい。

- ◎新築、増築した場合（すでに家屋調査を実施したも  
のを除く）
- ◎取り壊した場合（滅失登記申請をしたもの）
- ◎登記申請をしない売買、贈与等による所有権異動が  
あつた場合

①雑損控除・住宅取得等特別  
控除の適用を受ける場合  
②医療費控除などの適用を受  
ける場合  
※医療費控除が該当する人は、



【お問い合わせ・連絡先】  
税務課（☎ 2-2452）

## 町・道民税の給与からの特別徴収制度のご案内

### ■給料からの特別徴収とは…

個人住民税（町・道民税）の特別徴収は、雇用主（会社）が給与所得者（従業員）に代わり毎月の給料から個人住民税を特別徴収（給料からの天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入していく制度です。

### ■給与所得者（従業員）のみなさまへ…

給与所得者（従業員）のみなさまにとって1期当たりの税負担額が大幅に軽減されるなど、大きなメリットがあります。

（例）町・道民税額（年税額）が12万円だとすると…

・特別徴収されていない場合：6・8・10・12月の4期で各期3万円をご自身で金融機関等に納付します。

・特別徴収へ切り替えた場合：毎月の給料から、雇用主が1万円を天引きし従業員に代わり納付します。

事実上、年間12回の分割納付となりますので、1期当たりの税負担額が3分の1程度に緩和され、家計の負担を軽減でき、納め忘れや督促・滞納処分（差押え等）を受ける心配がなくなります。

※徴収方法の切替手続きは事業所が行いますので、詳しくは事業所の担当者へご相談ください。

### ■雇用主のみなさまへ…

地方税法により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めることとされています。

従業員の方の年税額については市町村から事前に通知される税額に基づき、毎月の給料から引き去り（天引き）し、翌月10日までに金融機関で納めていただくことになります。

年度途中であっても切り替えることができますので従業員の住所地の市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 税務課：☎ 2-2452